

## 公益社団法人浪曲親友協会 役員報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人浪曲親友協会(以下、「本法人」という。)定款第26条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、定款第19条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員に報酬を支給しない。

(費用)

第4条 本法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については弁償する。

(公表)

第5条 本法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規則の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規則は、公益社団法人浪曲親友協会の設立の登記の日から施行する。